

衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針

平成27年11月11日  
厚生労働大臣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第11条に基づき定める対応指針は別紙のとおりとし、平成28年4月1日より適用する。